

学校等への講師派遣要項

(趣旨)

第1条 この要項は、ミュージアムパーク茨城県自然博物館（以下「博物館」という。）が学校、社会教育機関その他の団体（以下「学校等」という。）からの依頼により博物館の持つ専門的な知識や能力、資料等を広く提供することを目的として、博物館職員（以下「職員」という。）を講師として派遣する場合の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の要件)

第2条 ミュージアムパーク茨城県自然博物館長（以下「館長」という。）は、学校等から講師派遣の依頼がある場合において、当該依頼が次の各号のいずれにも該当するときは、職員を講師として派遣することができるものとする。

1 博物館施設外の施設で実施するレクチャー（以下「館外レクチャー」）の要件

- (1) 博物館の教育普及活動、調査研究活動又は資料の収集、整理、保管若しくは展示活動に関係するものであること。
- (2) 営利を目的としたものでないこと。
- (3) 博物館の日常業務に支障がないこと。
- (4) 学校等の所在地又は活動の拠点が本県内にあること。
- (5) 同一の学校等への派遣が、原則として同一年度において2回を超えないこと。
- (6) 派遣する人数が1回につき原則として1人であること。
- (7) 派遣に要する職員旅費相当額、教材費等の費用を全て学校等が負担すること。

2 博物館施設内で実施するレクチャー（以下「館内レクチャー」）の要件

- (1) 博物館の教育普及活動、調査研究活動又は資料の収集、整理、保管若しくは展示活動に関係するものであること。
- (2) 営利を目的としたものでないこと。
- (3) 博物館の日常業務に支障がないこと。
- (4) 学校等の所在地又は活動の拠点が本県内にあること。
- (5) 同一の学校等への実施が、原則として同一年度において5回を超えないこと。
- (6) 実施する職員の人数が1回につき原則として1人であること。
- (7) 実施に要する教材費等の費用をすべて学校等が負担すること。

3 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認める場合は、館長は学校等からの依頼の内容に応じて職員を講師として派遣することができるものとする。

(派遣申請)

第3条 学校等において館外レクチャーまたは館内レクチャーを希望する者（以下「申請者」という。）は、館内レクチャーまたは館外レクチャーを希望する日の2週間前までに講師派遣申請書（様式第1号）を館長に提出しなければならない。

(派遣承認の通知)

第4条 館長は、前条の規定による派遣申請の内容が適当と認められる場合は、講師派遣決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(担当課)

第5条 この要項に規定する講師派遣の事務手続及び調整は、博物館教育課が所管する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項については、館長が別に定める。

付 則

この要項は、平成14年11月6日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。